

令和 5 年 6 月 14 日現在

機関番号：32689

研究種目：挑戦的研究（萌芽）

研究期間：2019～2022

課題番号：19K21675

研究課題名（和文）食品安全におけるレギュラトリーサイエンスと立法・行政のあり方に関する比較法制研究

研究課題名（英文）Comparative Legal Study on Regulatory Science, Legislation and Administration in Food Safety

研究代表者

下山 憲治（Shimoyama, Kenji）

早稲田大学・法学大学院・教授

研究者番号：00261719

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 4,800,000円

研究成果の概要（和文）：本研究プロジェクトでは、レギュラトリーサイエンス（規制科学）と法学の架け橋となる研究を進め、食品、アスベストや医薬品等の化学物質管理、新型コロナウイルス感染症対策を題材に複数の論文を公表するとともに、学会等において本研究の成果について研究報告を行った。

世界的な新型コロナウイルス感染症パンデミックはあったものの、本研究プロジェクト推進のため、Web会議システム等を活用し、主に東アジア地域の研究機関・研究者との共同研究や研究連携の充実化に向けたネットワークの構築と拡大に努めた。その成果として、共著書の公刊や国際シンポジウムの開催等ができ、目的を達成できた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

科学的知見を規制等に活かすための「レギュラトリーサイエンス」論と法学の架け橋となる研究は、重要であるものの、従前の法学的取組みはわずかであった。本件研究は、食品法、化学物質法や感染症法などの衛生法領域において、立法・行政基準の設定やその適用の場面で、科学的エビデンスと基準設定や法適用について、判断過程と合理性の可及的担保に向けた組織・手続という形式的側面と実体的側面をあわせ、比較共同研究を進めた点に特長と意義がある。

本研究では、伝統的で、行政規制の基礎にある警察規制モデルからのパラダイムシフトを実体的にも実証しようと試み、基本構造を組み替え、再構築の可能性を探索した。

研究成果の概要（英文）：In this research, in order to bridge regulatory science and legal studies, it has published articles on the subjects of food, chemical substance management such as asbestos and pharmaceuticals, and countermeasures against Covid-19 infection, and has presented research presentations on the results of this research in various academic conferences.

Despite the global pandemic of Covid-19 infection, efforts were made to build and expand networks to enhance joint research with academic institutions and researchers mainly in the East Asia region by utilizing web conferencing systems. As a result, we have been able to publish co-authored publication and hold and present international symposiums, and have mostly achieved the purpose of the project.

研究分野：行政法

キーワード：食品安全 レギュラトリーサイエンス リスク分析 リスクマネジメント 法制度設計

1. 研究開始当初の背景

科学的不確実性があり、ある重要事実や因果関係の存否の判断についてシロクロつけられないグレーな状況のもとであっても、法的ルールの設定や許認可等に当たってシロかクロかの決定をしなければならない場合がある。このようなジレンマの解消ないし緩和方法として、従来、実体法的な規律よりも、組織・手続的規律に軸足を置くリスク管理手法が注目され、このような規制・制御モデルのパラダイムシフトについて分析・検討が行われてきた。食品安全分野では、規制に当たって、リスクアセスメント・リスク管理・リスクコミュニケーションの3要素からなる「リスク分析手法」が採用され、専門的知見に不確実性があるものの、相応の科学的信頼性が一応担保されている場合には、食品リスクを制御する措置をとる法的仕組みが明確になった。その一方で、前述の意味での限定的な合理性しか持たない専門的知見を根拠にして規制を行うことに伴う不合理性や法的不安定性に対応するための法的仕組みのあり方が重要となってきた。

食品法や医薬品、衛生法等の法領域では、確定的知見に基づく場合もあるが、不確実な知見に基づく限定的合理性による食品リスクの社会制御、法的規律に対する自然科学サイドのアプローチが重要となる。その一つが、「レギュラトリーサイエンス(Regulatory Science)」論であり、日本学術会議においても提言や報告(農学委員会、食料科学委員会、健康・生活科学委員会「わが国に望まれる食品安全のためのレギュラトリーサイエンス」2011年9月28日、健康・生活科学委員会・環境学委員会合同「環境政策における意思決定のためのレギュラトリーサイエンスのありかたについて」2017年9月27日)が出されている。しかし、いまだ、法学領域においては実体法的規律に関する議論が進んでいない状況にあり、日本のみではなく、西洋とは異なる食文化や食品等の物流、人的交流の密接性などを踏まえ、食品安全を中心とした衛生法制に関する問題状況を概ね共有する東アジア地域を中心に、西洋法にはない新たな構造の解明やトランスナショナルな研究を進める必要性が極めて高くなっている。

2. 研究の目的

本研究の最終目的は、科学・技術の成果を社会において利活用する場合の規律と調和に資する応用科学であるレギュラトリーサイエンスにおける科学的・確率論的思考を法制度設計や法の解釈適用へと「落とし込む」際に必要となる適切な法理論の探求と法的制御のあり方を究明することにある。

専門的知見(自然科学の思考とその結果)を法的問題の解決に向けて「取り込み」、また、「落とし込み」を可能な限り可視化し、その論理構造を解明することによって、とりわけ、立法や行政基準の設定における立法事実論、その適用における適法性・合理性審査の在り方などを再検討し、従来、裁量問題(専門技術的裁量)として専門家の判断に大幅に委ねられてきた立法学や行政法学の基本的思考の变革を目指す。同時に、過去や直近の未来のみを主な対象とする事実認定や法の解釈・適用などの伝統的法学方法論の構造変革も視野に入れる。

科学的証拠(エビデンス)などに関する類似する研究は、海外を含め、訴訟手続に関連していくつかの個別領域(医事法や環境法)において始まったばかりである。本研究の主な対象は、司法・訴訟過程よりも、食品・医薬品等の法領域における立法過程(行政基準の設定を含む)とその適用に当たる行政過程におく。

食品などの製品・物質法や衛生法に関する制度やそれを巡る法的課題は古くて、かつ、新しい。伝統的には食品等の流通は自由であり、日常の生活経験や専門的知見のうち確定的なものをを用いて、各種の基準を設定し、規制を実施するという「警察規制モデル」がその前提にある。他方、遺伝子組換え食品や新開発食品のほか、従来とは異なる飲食の方法など、科学・技術の進展によって食生活や食文化が大きく変わりつつあるなか、それに対応して、警察規制モデルのみによる各種規制では安全確保という目的の達成が困難で、適時・適切な規制ができない場合が生じている。新開発食品等の安全性評価などについては、広範な基礎科学の知識だけではなく、新しい科学的方法論の開発も必要となり、科学的不確実性を前提にした限定的な合理性が認められるに過ぎない段階であっても、何らかの法・行政対応をするかどうか、対応するとして法の制定改廃によるか、行政上の運用の変更によるかなどを判断しなければならない。このように、山積する現代的課題の解決に向けた検討を始める。

3. 研究の方法

食品安全に関するリスク分析手法は、通常、リスクアセスメント、リスク管理とリスクコミュニケーションの3要素に区分される。このうち、リスクアセスメントとリスク管理のそれぞれについては、組織・手続の側面から科学的・法的制御の枠組みは概ねできており、その研究も進んでいる分野が多い。しかし、専門家による過去・現在の事実から将来の予測に関する科学的判定を取り込んで行うリスク管理者による未来志向の社会的・規範的価値判断(リスク評価)とそれに基づくリスク管理措置の選択や実施のタイミング(A) 加えて、食中毒発生時などの緊急時において権限行使等に必要な科学的知見・エビデンスの解明度合い等(B)に関する研究はほとんど進んでいない。それは、法的観点からのみのアプローチが相当に困難であると見込まれるため、未着手の段階にある。そこで、本研究の対象を食品法、とりわけ、前記AとBの2つについて、日本国内については文献調査や課題の抽出、科学的知見に関する法的処理方法の異同等の確認に関し国内研究者との連携・共同研究を通じて、また、国際研究については中国・韓国・台湾の大学・研究機関との研究協力体制の形成と連携強化により、食品等の安全法制・衛生法制に関

する情報を共有し、それぞれの法制度の異同の確認等を進めることとした。特に、海外の法学者との共同的研究を足掛かりに、自然科学研究者との連携を追求し、萌芽となる研究を推進することとした。

4. 研究成果

(1) Covid-19 感染拡大によるパンデミックに伴う研究対象の追加と方法・期間の延長

本研究に関し、食品法領域を中心としつつ、関連して医薬品・化学物質など、広く衛生法の観点から、リスクガバナンスと責任等に関する研究論文を執筆してきた。また、シンポジウムやワークショップ、学会における講演・報告と共に共同研究や研究連携に関するネットワークの構築に努めた。なお、本研究期間中、Covid-19 感染拡大によるパンデミック状況となり、東アジア等における研究者との意見交換や研究会開催が困難となる場合があった。そのため、研究期間も、本来、2019年度から3年を予定していたが、2022年度までの4年間に延長することとなった。また、この感染症対策にかかわる東アジア等との比較研究もレギュラトリーサイエンス論や科学的に不確実な状況下での緊急対応という本研究目的とも整合することから、衛生法領域の問題として、食品安全法制に限らず、感染症対策法制も対象に取り込み、Web会議システム等を活用した研究会、シンポジウム開催等を行い、研究を進めることとした。

(2) 東アジア地域を中心とする共同研究・研究連携体制について

日中韓における研究連携や共同研究は、2019年に日中韓食品安全共同研究会(函館大学開催)において「東アジアの共通食品安全基準の形成における法的課題」と題し、とりわけ、中国と韓国との食品流通を念頭に置きつつ、国際的な食品安全共通基準や各国間における協定などの形成状況を踏まえた研究報告を行った。このシンポジウムにおいて、中国・人民大学と韓国・プサン大学の研究者との質疑や意見交換等を行った。また、東アジアにおいては医薬品の安全性に関する法的研究も重要となっている。そこで、中国・南開大学にて「日本における医薬品の安全確保と近年の法改正」について報告し、同大学の研究者等と今後の医薬品等を中心とした規制制度等に関する意見交換を行った。また、ドイツにおける不作為ないし瑕疵ある行政監督に関する国家責任の在り方について、国家責任法の著名な研究者の報告を受けた。その成果は、マティアス・コルニルス「瑕疵ある国家監督に対する国家責任」として日本語訳を公表した。なお、2020年4月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるパンデミックにより、2022年度までWeb会議システムを通じて、打合せやワークショップ等を行った。

中国・人民大学における第3回中国食品安全法治フォーラムでの報告「Covid-19と日本における食の安全」(ビデオ参加)、台湾・中興大学食品健康法研究センターの研究者とのオンラインフォーラムなどを実施した。なお、本研究に関連して、一橋大学法学研究科と台湾・中興大学法政学院との間で学術交流協定が締結された。

中興大学食品健康法研究センターの研究者とのオンラインにより、「新型コロナウイルス感染症流行期における法的対策」と題して国際シンポジウムを2021年9月に共同開催することができた。その成果は、2022年度に、台湾において中国語で李惠宗・下山憲治共編著書『新型コロナウイルス感染症流行期における法的対策』(中国語書名:『新冠肺炎流行期間的法制対策』)として出版された。また、2022年8月には、中興大学食品健康法研究センターの研究者とオンラインにより、「日台シンポジウム 健康・環境法制」と題して国際シンポジウムを共同開催することができた。同シンポジウムでは、食品安全に係わる水俣病などについて、「日本における公害・環境法の展開と環境権の位置づけ」と題して報告を行うとともに、他の日本側研究者3名の参加と報告を得た。その成果は、2023年度に、台湾において中国語で出版される予定である。

なお、韓国行政法学会国際学術大会において「日本のCovid-19対策と行政法の課題」について講演し、韓国の東アジア諸国等との科学的知見と法規制の評価等について意見交換を行った。

(3) 食品・医薬品法の規制の仕組みとレギュラトリーサイエンス論

レギュラトリーサイエンス概念は、人/場面により用いられ方が異なるなど「マジックワード」と評される。第4期科学技術基本計画(2011年8月19日閣議決定)では、「科学技術の成果を人と社会に役立てることを目的に、根拠に基づいた確かな予測、評価、判断を行い、科学技術の成果を人と社会との調和の上で最も望ましい姿に調整するための科学」とされた。また、医薬品・医療機器については、「医療分野の研究開発の成果の実用化に際し、その品質、有効性及び安全性を科学的知見に基づき適正かつ迅速に予測、評価及び判断することに関する科学」(健康・医療戦略推進法13条2項)との定義もある。「科学技術を人と社会に役立てることを目的として、有害物質のリスク予測や評価、リスク管理、リスクコミュニケーションを合理的に行うために考え出された学問」とか、「科学的知見と、規制などの行政施策・措置との間を橋渡しする科学」などとみられる。

このように、食品安全に関するリスク分析手法において「レギュラトリーサイエンス」は、科学的評価となるリスクアセスメント(Risk Assessment)とそれをリスク管理段階において基準設定や各種規制措置との関連付けを行うためのリスク評価(Risk Evaluation)の中にその片鱗が見られる。それを「日本における食品安全とリスク分析手法」(2020年)において明らかにし

た。また、レギュラトリーサイエンスという概念・用語自体が多義的で、その範囲が明確ではないこと等を指摘しつつ、医薬品法領域におけるこの概念の展開等について「科学・技術の動態性と法治主義に関する省察」(2021年) 研究報告として「新型コロナウイルスワクチンの接種と法的制御」(2021年第54回メタ科学技術研究ワークショップ)において明らかにした。

(4) 科学的不確実性と法的規整・法的責任

有害な化学物質の一つであるアスベスト(石綿)規制の歴史的展開とその規制が不十分であったために発生した中皮腫や肺がん等のアスベスト関連疾患に対する国家賠償責任およびアスベスト関連製品メーカーの不法行為責任について裁判例等を通じて研究を重ねた。当初アスベストは不燃材等として用いられてきたが、工場や建設現場などにおける粉じん曝露によるアスベスト関連疾患罹患も多く、医学的知見の確立と粉じん発生ないし曝露を抑制する技術もあったことなどを根拠として国家賠償責任が認められた泉南アスベスト事件があった。その一方で、本来、科学的に不確実な面があったとしても規制を行うことができる有害化学物質の製品表示規制について、建設アスベスト事件において国家賠償責任が認められる根拠の一つとなった。このような法制度の解明と責任との関連付け等について明らかにした。なお、リスク制御やレギュラトリーサイエンスを活用する法領域との相違を確認するため、科学的不確実性がある場合の規制制度ではなく、その対極をなすとしても良い伝統的な警察権限の不行使に係わる国家賠償責任の事例分析も行った。

(5) 感染症対策と科学的不確実性の法的制御

Covid-19 対策において、科学・専門知(専門組織)と行政上の意思決定(意思決定機関)との関係については、政治・政策、法律の適用・運用と(自然)科学的知見・助言との関係について多くの議論があった。科学的不確実性があるときの法的対応では、権限行使要件等に対応し、科学的知見としての確からしさや信頼性、どの程度のエビデンスや科学的合理性が求められるのかは異なりうるが、少なくとも正統性・正当性が担保可能な組織と手続の構築が必要である。専門家と意思決定者間の機能的分離を前提に、レギュラトリーサイエンス論の観点を含めて、その間のやり取りに関わるコーディネーター機能の明確化、コミュニケーション等の意思決定プロセス全体の記録作成、公開原則を旨とし、他の専門家と国民等がアクセスできる透明性を確保した上で、専門家と国民等のそれぞれがそれぞれの立場で検証可能となる仕組みが不可欠である。

以上の視角から、新型コロナウイルス感染症対策に関し、感染症法制の歴史的展開、感染症法制の課題、感染症法制の実効性確保、ワクチン開発と予防接種について、日本研究者との共同研究を行うとともに、2020年日本リスク学会第33回年次大会における研究報告「感染症リスク・クライシスの制御と法」、2022年日本公法学会における報告「危機に対応する手法の在り方 制度設計の観点から」を行った。

(6) 総括と本研究の意義

本研究のレギュラトリーサイエンスと法に関連して、アスベストや医薬品等の化学物質管理、Covid-19 対策とリスク・クライシス管理、食品安全に関する論文の執筆等を行うとともに、共同研究や研究連携に関するネットワークの構築と拡大に努めた。

本研究の萌芽的研究としての成果は、論文公表や各種研究報告等によって、その目的を概ね達成できたと評価できる。もっとも、日本に限らず、世界的なCovid-19 感染拡大とそれに対する各種措置のため、本研究にとって重要な位置を占める東アジア地域における研究者との対面による意見交換等は十分にはできなかったものの、Web会議システム等を活用し、東アジア地域を中心とする研究体制の構築と拡大、共同研究の推進は目的を達成できたものと思われる。

レギュラトリーサイエンスと法学の架け橋となる研究は、自然科学のみの問題ではなく、法学における重要な取組課題である。本件研究は、立法・行政基準の設定やその適用の場面で、どの程度の科学的エビデンスがあれば基準に適合すると認められるのか、逆に、適合しないと認められ、規制監督を行っていくのか、その判断過程と合理性の可及的担保に向けた組織・手続という形式的側面と同時に、その基準自体とその適用の妥当性や科学的・社会的合理性という実体的側面を含め、食品法領域で、東アジアにおける比較研究を行う点に特長と意義がある。

以上

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 下山憲治	4. 巻 HJ100141
2. 論文標題 建設石綿訴訟最高裁令和3年5月17日判決について	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 判例秘書ジャーナル	6. 最初と最後の頁 1-12
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 下山憲治	4. 巻 93 11
2. 論文標題 建設アスベスト訴訟最高裁判決と国の責任論	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 58～63
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 下山憲治	4. 巻 343
2. 論文標題 建設石綿訴訟最高裁判決の国賠責任論と今後の課題	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 季刊労働者の権利	6. 最初と最後の頁 18～24
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 マティアス・コルニルス、吉岡 郁美、下山 憲治	4. 巻 20 3
2. 論文標題 瑕疵ある国家監督に対する国家責任	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 一橋法学	6. 最初と最後の頁 473～507
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.15057/72521	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 下山憲治	4. 巻 8
2. 論文標題 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正について	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 地方自治関連立法動向	6. 最初と最後の頁 169 ~ 190
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 下山憲治	4. 巻 61
2. 論文標題 弁護士が侵入者に刺殺された事件において臨場した警察官らの義務違反を認めて国家賠償請求を一部認容した事件 - 津谷弁護士事件 -	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 私法判例リマークス	6. 最初と最後の頁 54-57頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Cornils, Matthias	4. 巻 49
2. 論文標題 Staatshaftung fuer fehlerhafte Behoerdenaufsicht	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Hitotsubashi Journal of Law and Politics	6. 最初と最後の頁 17-41
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 下山憲治	4. 巻 18(2)
2. 論文標題 建設アスベスト訴訟における国家賠償責任 : 4つの高裁判決の検討を中心に	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 一橋法学	6. 最初と最後の頁 2-21
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.15057/30510	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計14件（うち招待講演 8件 / うち国際学会 2件）

1. 発表者名 下山憲治
2. 発表標題 日本における公害・環境法の展開と環境権の位置づけ
3. 学会等名 日台国際シンポジウム 健康・環境法制（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 下山憲治
2. 発表標題 危機に対応する手法の在り方 制度設計の観点から
3. 学会等名 日本公法学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 下山憲治
2. 発表標題 日本のCOVID-19対策と行政法の課題
3. 学会等名 韓国行政法学会国際学術大会（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 下山憲治
2. 発表標題 日本の感染症・パンデミック対策と法的展開
3. 学会等名 台日国際シンポジウム 新型コロナウイルス感染症流行期における法的対策
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 田中良弘
2. 発表標題 日本のCovid-19対策と実効性確保
3. 学会等名 台日国際シンポジウム 新型コロナウイルス感染症流行期における法的対策
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 土井翼
2. 発表標題 日本におけるCovid-19対策と感染症法制
3. 学会等名 台日国際シンポジウム 新型コロナウイルス感染症流行期における法的対策
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 周セイ
2. 発表標題 日本のCovid-19とワクチン開発・予防接種
3. 学会等名 台日国際シンポジウム 新型コロナウイルス感染症流行期における法的対策
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 下山憲治
2. 発表標題 感染症リスク・クライシスの制御と法
3. 学会等名 日本リスク学会第33回年次大会（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 下山憲治
2. 発表標題 Covid-19と日本における食の安全
3. 学会等名 第3回中国食品安全法治フォーラム（国際学会）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 下山憲治
2. 発表標題 新型コロナウイルス対策と法的課題
3. 学会等名 台湾・中興大学法律学系20周年健康法フォーラム（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 下山憲治
2. 発表標題 新型コロナウイルスワクチンの接種と法的制御
3. 学会等名 第54回メタ科学技術研究ワークショップ（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 下山憲治
2. 発表標題 東アジアの共通食品安全基準の形成における法的課題
3. 学会等名 日中韓食品安全共同研究会・函館大学（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 下山憲治
2. 発表標題 リスクと法
3. 学会等名 不法行為法研究会・早稲田大学（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 下山憲治
2. 発表標題 日本における医薬品の安全確保と近年の法改正
3. 学会等名 薬品安全規制研究会・中国南開大学（招待講演）
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計5件

1. 著者名 下山憲治・李惠宗共編	4. 発行年 2022年
2. 出版社 元照出版社	5. 総ページ数 242
3. 書名 新型コロナウイルス感染流行時期における法的対策について	

1. 著者名 本多 滝夫、豊島 明子、稲葉 一将、下山憲治	4. 発行年 2021年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 364
3. 書名 転形期における行政と法の支配の省察（担当範囲「科学・技術の動態性と法治主義に関する省察」）	

1. 著者名 下山憲治、程明修、張惠東、高仁川、陳淳文、林超駿、王韻茹、陳立夫、林倬如、林昱梅、陳正根、李東穎、林宇軒、鍾秉正、范文清、陳清秀、胡博硯、高銘志、陳信安、賴宇松	4. 発行年 2020年
2. 出版社 元照出版公司	5. 総ページ数 950
3. 書名 如沐法之春風 陳春生教授榮退論文集（論文題目「日本における食品安全とリスク分析手法」）	

1. 著者名 日本リスク研究学会（久保英也、青柳みどり、臼田裕一郎、下山憲治ほか）	4. 発行年 2019年
2. 出版社 丸善出版	5. 総ページ数 832
3. 書名 リスク学事典	

1. 著者名 大塚 直、若林 三奈、赤淵 芳宏、小林 寛、西田 幸介、桑原 勇進、大坂 恵里、下村 英嗣、下山 憲治、黒川 哲志、大久保 規子、橋本 佳幸、渡邊 知行、奥 真美、及川 敬貴、越智 敏裕、宮澤 俊昭、松本 和彦、Cyril Bloch、佐伯 誠	4. 発行年 2020年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 296
3. 書名 環境法研究 第10号	

〔産業財産権〕

〔その他〕

「日台健康及び環境法」国際シンポジウム（2022） http://law.nchu.edu.tw/news/detail/977 台日国際シンポジウム 新型コロナウイルス感染症流行期における法的対策(2021) http://law.nchu.edu.tw/news/detail/786 https://secret.nchu.edu.tw/2022/05/18/19391/ 第3回中国食品安全法治研究フォーラム（2020） http://www.law.ruc.edu.cn/home/t/?id=56749 台湾・中興大学法律学系20周年記念・健康法フォーラム（2020） http://law.nchu.edu.tw/news/detail/584 東アジア食品安全法研究フォーラム（2019）中国人民大学開催 http://www.chinafoodsecurity.com/article/?id=1140

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計2件

国際研究集会 2022年「日台健康及び環境法」国際シンポジウム	開催年 2022年～2022年
国際研究集会 台日国際シンポジウム 新型コロナウイルス感染症流行期における法的対策	開催年 2021年～2021年

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関			
その他の国・地域	國立中興大學法律專業學院			
韓国	釜山大学			
中国	人民大学			